

平成23年度 右京区運営方針を策定

〜ひとをつくる まちをつくる 未来をつくる〜

右京区役所では、この度平成23年度の右京区運営方針を策定しました。この運営方針は、今後10年間の右京区の地域づくりの指針となる計画である右京区基本計画2020「右京かがやきプラン」の推進のため、平成23年度における基本方針・重点的に取り組む事業を示したものです。

- ◆23年度右京区 重点項目◆
 - 「右京区基本計画2020「右京かがやきプラン」の推進」
 - 「子どもたちや次世代を育てる仕組みづくり」地域の産業を育てる仕組みづくり」特徴ある資源を活かした右京ライフの実現「身近な地域で多様な世代が安心して暮らせるまちづくり」に向けた活動に着手。



○区内の行政機関などによる「行政推進会議」の活性化、「右京かがやきプラン」を推進していくための「まちづくり市民会議」の創設。

「各種事業の展開と区役所機能の向上」

○各種事業に区民との共汗で取り組むとともに、市民生活に関わる総合窓口としての役割を果たせるよう、区役所機能の向上を図る。

なお、右京区運営方針は、右京区役所ホームページ（4面上欄参照）でもご覧いただくことができます。

右京区運営方針についての区民の皆様からのご意見、ご提案をお待ちしております。

▼お問合せ 総務課 ☎861・1784

ご利用くださいエコまちステーション

サンサ右京1階に「右京エコまちステーション」がオープンして4月で1年になりました。右京エコまちステーションでは、家庭から出るごみの減量を行うことと環境に優しいライフスタイルの提案や、地球環境の学習活動を行っています。今回はその活動の一端をご紹介します。



6月は環境月間です！



児童館で子ども達と一緒に環境について楽しく学んでいます



ペットボトルで作ったおもちゃで遊ぶ子ども達



緑化について勉強中



クリーンセンターでの見学風景



また光華女子大学の環境ボランティアサークル「グリーンキーパー」と協力し合っています



幼稚園のバザーでの資源回収



使用済めんづら油回収風景

このほかにも窓口では次の様な取組をしています

- ごみの分別相談
- 古紙回収団体への助成金制度
- 門掃きや町内の一斉清掃で使用できるごみ袋の配布
- 小学校での環境学習の実施
- ごみの定点場所で使用可能なカラス除けネットの貸与
- 電池・びん（一升びん・ビールびんのみ）などの資源物回収
- 粗大ごみ処理手数料券（シール）の販売 など



「私も環境に関する活動をしてみたい」と区民の皆様が環境問題やエコ活動についての思いをエコまちと共に実現してみませんか。

お気軽にご相談ください。

▼お問合せ エコまちステーション ☎366・0190

京北地域の市外局番が12月に「0771」から「075」へ変わります

京北地域（旧京北町）については、電話番号市外局番が「0771」となっていますが、地元の皆様のご要望を踏まえ、12月1日から「075」に変更されることになりました。4桁目は「8」となり、下6桁は変わりません。

変更前	変更後
0771-●●-○○○○	075-8●●-○○○○

これにより、京北地域とほかの京都市域の間が市外通話料金から市内通話料金になるとともに、京北地域内については電話基本料金も変わります。

看板、印刷物などに記載された電話番号の修正や関係先への変更連絡を各自で行っていただく必要がありますので、ご準備ください。

*宿陰地域に局番の変更はありません。

▶お問合せ 市地域づくり推進課 ☎222-3049



東日本大震災等の被災者の皆様へ

■京都市受入避難者登録制度
ご本人の同意のうえ、京都市に避難された方々の情報を避難元の地方公共団体に提供することで、現地の支援情報などをお届けする「受入避難者登録制度」があります。

※区内に避難してお住まいの方をご存じの方は、総務課へお問い合わせください。

▼お問合せ 総務課 ☎861・1772

■住宅の無償提供
市営住宅、民間住宅
▼お問合せ 被災者向け住宅情報センター ☎223・0750 ☎223・2112

※詳細は、京都市情報館「被災者の皆様への情報」をご覧ください。

京都市への避難、転居、生

活、保育、学校のことなど様々なお問い合わせに対応します。ご相談ください。

▼お問合せ 京都市震災支援総合案内コールセンター ☎1020・776・797 ☎0120・966・566

引き続き義援金へのご協力をお願いします

区役所まちづくり推進課、出張所で義援金を受け付けていますのでご協力ください。

ご協力いただいた義援金は、日本赤十字社や中央共同募金会を通して、被災地の復興支援に役立てられます。

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日曜日、祝日を除く）

ミツバチのお引っ越し



ミツバチの巣に新しい女王バチが生まれる直前になると、古い女王バチはたくさん働きバチを連れて巣から飛び立ちます。これをミツバチの分封（ぶんぽう）といいます。分封は、春から秋にかけて行われます。家の軒下や木の枝などに一箇所に集まり、一休みしていることがありま

すが、分封時のミツバチは大変おとなしく、人に書や及ぼすことはないので駆除する必要はありません。やがて分封中の働きバチが新しい巣の場所を見つけた一斉に新しい巣の場所へ移動します。新しい巣を見つけたら数日かかることもあります。ハチも自然の一員です。ハチの習性



西京極小学校・西京極河川美化推進会による天神川の清掃

5月15日号の答えは、天神川で「天」の文字でした。

右京区では、地域の方や小・中学生などが河川美化の取組を行っています。多くの方の善意と努力によって河川は保たれています。タバコのポイ捨てや空き缶、菓子の袋など自分が出したごみを家に持ち帰ることは共通のマナーです。一人一人の心がけや清掃活動によってこれからも河川を守りましょう。

税Q&A

年金受給者に対する市・府民税の課税について

私は平成22年度の市・府民税が年金から特別徴収（天引き）されています。先日、平成23年度の市・府民税通知書が届きました。年税額が0円と記載されています。平成23年4月以降に引き落された市・府民税については、新年度の税額だと聞いていますが、4月・6月の年金からすでに天引きされている市・府民税は還付されるのでしょうか。

市・府民税が引き落とす過ぎになっている場合にはお返しいたします。市・府民税が年金から特別徴収されている方につきましては、前年度にお知らせしています公的年金からの仮特別徴収税額を基に、年金支払者が天引きしています。そのため、平成23年度の市・府民税の年税額が0円の方には、4月・6月に市・府民税が引き落とされている分について、年金支払者より京都市に納入された日以後に市納税推進課から還付に必要な書類を送りいたしますので、お手続きください。

なお、8月分以降の特別徴収は停止するよう年金支払者へ依頼しています。

▼お問合せ 市民税課 ☎861・1524

納税相談と滞納処分について

永年勤めた会社を退職し、現在求職活動中です。妻のパート収入だけです。

納税相談は随時お受けいたしますので、早めにご来庁ください。

▼お問合せ 納税課 ☎861・1849

は生計を立てるのに一杯で固定資産税や市・府民税を納めることができず、どうすればいいでしょうか。

ご質問のように、失業のほか、病気や罹災の場合など特別な事情がある場合は、分割で納付する方法や一定期間納税を猶予する制度などがありますので、納税課にご相談ください。

納期限までに納付もな、何のご相談もない場合は、財産について調査し、差し押さえなど、法律に基づいた滞納処分を行うことになりません。

なお、納税相談は随時お受けいたしますので、早めにご来庁ください。

▼お問合せ 納税課 ☎861・1849

クローズアップ社協

すこやかサロンで生きがいづくりと地域交流

風山社協

風山社協では高齢者の方を対象に、身体機能の低下を防止、楽しく元気に地域で暮らしていたただけるよう、おむね毎月第三木曜日に車折神社近くの会場「すまれの会」で「すこやかサロン風山」を実施しています。4月21日には、地域包括支援センターによる健康に関するお話や簡単な体操の体験の後、昼食をばさんでの折り紙による爪楊枝入れの作成やおやつ作りなどがあり、参加者同士の交流が深まりました。

風山社協ではこれまで参加



折り紙による爪楊枝入れづくり